

# 地震対応マニュアルの一例

地震発生

子どもの安全確保

的確な指示、子どもへの対応、負傷者の確認、二次災害防止

## 状況

(震度5強以上)

[初期微動]

動揺からパニックが起こることもあるので学習塾教職員は堂々と大声で指示する

[本震発生]

歩行困難な揺れが約1分間続く

この間は机等を盾に備品の転倒、飛散する窓ガラスから身を守る

[本震収束]

本震収束後、余震発生前に、状況を確認し安全な場所へ避難する

施設内の避難経路は、ガラスの破片や倒壊した備品等が散乱し危険であるからけがをしないよう注意する

## 学習塾教職員の行動

- ・火気の始末をする
  - ・ドア、窓を開け避難口を確保する
  - ・「先生の言うことを聞け」
  - ・「机の下にもぐれ」
  - ・「机の脚をしっかり持て」
  - ・落下、転倒物から身を守らせる
  - ・緊急放送があればその指示に従わせる
  - ・「周囲にけがをした者はいないか」
  - ・負傷者等の有無の確認と救護をする
  - ・(「かばんや座布団で頭を保護しろ」)
  - ・「君から順番に表へ出る」「走らない」「しゃべらない」「押さない」
- できるだけ隣接する教室の職員が連携し、子どもの前後につく

## 子どもの行動

- ・学習塾教職員の指示に従い、各自の勝手な行動を禁ずる
- ・慌てて外に飛び出さない
- ・机の下にもぐり、落下物から身を守る
- ・勝手な言動を慎む
- ・本震後、ただちにかばん、座布団等で頭部を保護する
- ・学習塾教職員の指示に従い、特に「走らない」「しゃべらない」「押さない」を守る
- ・避難途中で教室等へ戻らない

## 施設外避難の決定・指示

- 避難経路の安全確認
- 施設外避難の指示(代表者または代理)

## 屋外または避難所へ避難

学習塾が災害等の危険地域にある場合等は、学習塾外に指定された避難場所へ避難

### 状況

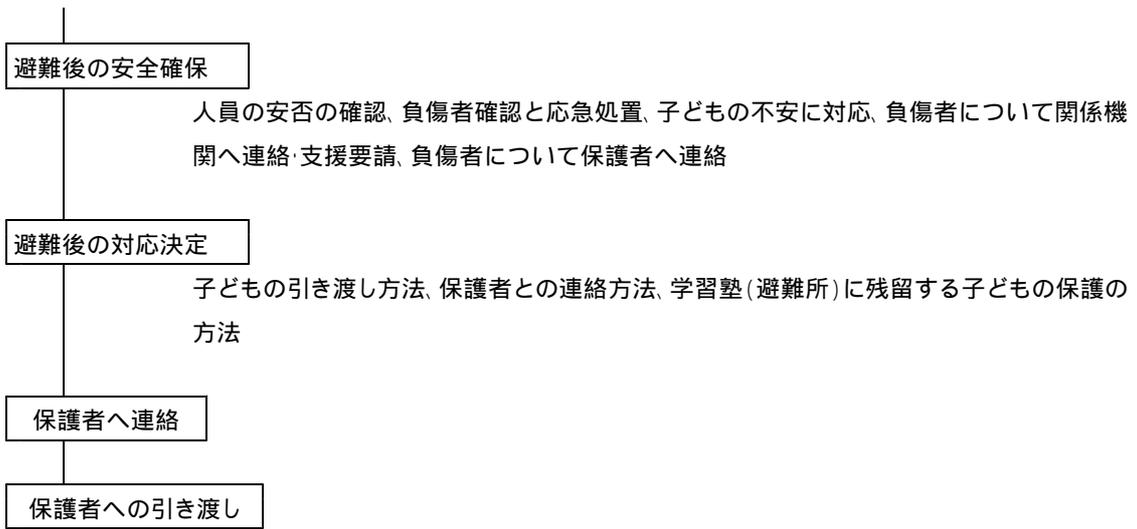
- 避難場所への避難経路等は、道路の陥没、自動車火災、家屋電柱の倒壊、ガス・水道管の破損によるガス・水の噴出等が発生している
- 広域避難地にも避難住民や子どもの引き取りの保護者等が集まってくるので、混乱が起こりやすい。
- 広域避難地の責任者として当該市町村職員、警察官が派遣される。避難者は、それら責任者の指示に従う

### 学習塾教職員の行動

- [避難開始時期]
  - 地震による二次災害が発生したり、その危険が予想される場合
- [避難場所]
  - 当該市町村が指定する広域避難地
- [避難方法]
  - 基本的には集団を編成し、その前後に学習塾教職員がつく。小学校下級学年は上級学年とペアにし、上級生が下級生を世話するように配慮する
- [避難経路]
  - 当該市町村の定めた避難経路、幹線避難路等
- [避難誘導]
  - 危険を回避するために学習塾教職員の指示に従って行動するよう指導を徹底する
  - 負傷した子どもの移動について、友だちの助力が得られるよう介添え者を決定する
- [子ども等の引き渡し]
  - 状況を判断し、予め定めた方法に従って保護者へ直接引き渡しカードでチェックして行う
  - 子どもの引き取りがない場合も予想されるので、その際は学習塾が保護する

### 子どもの行動

- 学習塾教職員の指示に従い、各自の勝手な行動はとらない
- 避難経路の危険物に十分注意して避難する
- まとまって行動し、特に指示がある場合を除いては走らない
- かばん、座布団等で頭部を保護する
- 負傷した者をみんなでかばい、助け合う



#### 食糧等の確保

学習塾施設において子どもまたは学習塾教職員等が数日間生活できるよう食糧、飲料水、寝具等、必要な物品をはじめとして発電機、非常用照明器具、暖房器具等を平素から確保しておくことがのぞましい。

参考:山梨県教育委員会「防災教育指導資料 学校の地震災害対策編」<http://www.ypec.ed.jp/bousai/25.htm>